

宮古地方振興局長告示第1号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年1月4日

宮古地方振興局長 大矢正昭

就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0313000051	あおば工房	川井村大字川井2地割122番地1	川井村大字川井5地割101番地1	平成19年10月1日